

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度 of 取組検討）

施策No	113						
施策名	出流原 P A 周辺開発の推進 (後期基本計画：企業誘致の促進)			施策の目的	● 出流原スマートインターチェンジの設置及び佐野インランドポート※を核とした物流拠点の整備を推進します。 ● 恵まれた高速交通網を活かした国際的な防災拠点の創設に向け、企業誘致等の方針の策定に向けた取組を推進します。		
施策主管部長	産業文化スポーツ部長	施策幹事課長	企業誘致課長	関係課	政策調整課、産業政策課、農政課、都市計画課、交通政策課		

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

①中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

			実績基準値	実績値					目標値	最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
	指標	単位	R2	R4	R5	R6	R7	R7			
a	開発整備着手面積（第1段階）	ha	0	－	－	－	－	－	③目標値を下回った	目標値については、出流原PA周辺開発Aゾーンを計上したものであるが、令和5年7月に市による整備を断念し、構想書に位置付けられた構想エリア（A～Fゾーン）については産業振興エリアとして位置づけ、民間事業者による開発整備を支援することで、出流原PA周辺総合物流開発整備を推進することとした。	
b	（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ整備の進捗率	%	37.7	100	－	－	－	(R4)100	②目標値どおり	令和4年度に整備は完了した。	
c	佐野インランドポートの年間取扱貨物量	TEU	8,383	9,060	8,395	9,497	9,333	8,900	①目標値を上回った	佐野インランドポートにおけるコンテナの取扱量は順調に推移している。	
d	防災拠点の方針策定	件	－	0	1	－	－	1	②目標値どおり	令和5年度に国際防災拠点さの整備方針を策定した。	

②後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定

※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

	対象	対象指標	単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)
①	後期基本計画では、施策112「企業誘致の促進」に統合										
②											
③											
④											
			実績値								

(2) 基本方針の取組状況

①特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・国際防災拠点の創設に向けた今後の方向性及び防災関連企業の誘致に関する方針の策定に向けた取組を推進します。
（国際防災拠点ごとの整備方針は令和５年度に決定、国際防災拠点の取り組みについては、令和７年度から施策横断的な取組として位置づけ、他の全施策にまたがって取り組みを進めることとなった。）

・出流原スマートインターチェンジ整備の完了及び供用開始を図ります。
令和４年度に整備は完了し、供用開始している。

②計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・出流原PA周辺総合物流開発整備構想におけるAゾーンの整備を図ります。
 （出流原PA周辺総合物流開発整備事業（Aゾーン）については、一部地権者との用地交渉が不調に終わったことに伴い、市が事業主体となった開発整備を断念した。基本計画は廃止し、基本構想に定められているA～Fのエリアを新たに産業振興エリアとして位置づけ、本市の産業振興に資する民間事業者による開発整備に対して支援を行う方針とした。）

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

①令和7年度行政経営方針

- ・地域未来投資促進法をはじめとした民間事業者に対する支援制度を活用し、民間事業者による開発整備を誘導する。
- ・佐野インランドポートの安定した施設運営に取り組むとともに、今後の施設運用の活性化と方向性を検討する。

②令和7年度行政経営方針の取組状況

- 引き続き産業振興エリアにおける企業誘致の推進を図るため、その財政的な支援として、佐野市企業立地促進条例並びに佐野市民間産業用地整備促進条例に基づく、民間事業者の設備投資や開発整備等に対するインセンティブについて説明を行った。
- 佐野インランドポートの利用者確保、および施設の安定した運営を図るため、指定管理者とともに物流の効率化に向けた先進的な取組の調査・研究と、施設の周知とポートセールスを実施した。

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

出流原PA周辺総合物流開発整備事業（Aゾーン）については、基本計画は廃止し、基本構想に定められているA～Fのエリアを新たに産業振興エリアとして位置づけ、本市の産業振興に資する民間事業者による開発整備に対して支援を行う方針としたが、現在、民間事業者による開発が着実に進められており、旧AゾーンとBゾーンにおいて3社間協定の予定がある。

旧Eゾーンについては、現在、地元から圃場整備の機運が高まっている状況である。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

①地域未来投資促進法や企業に対する奨励制度を活用し、産業振興エリアにおける民間企業による開発整備の促進	後期基本計画では、 施策112「企業誘致の促進」に統合	後期基本計画では、 施策112「企業誘致の促進」に統合
--	--	--

※重点取組は太字・下線で記載